

仕様書

1. 概要

- (1) 件名 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所等4施設で使用する電気需給契約（低圧）
- (2) 需要場所 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所
新潟市中央区川岸町1丁目49番地3
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2. 仕様

(1) 供給電気方式等

需要区分	電灯	動力
契約種別	従量電灯C	低圧電力
供給電気方式	交流単相3線式100V	交流三相3線式200V
供給電圧（標準電圧）	100V	200V
計量電圧（標準電圧）	100V	200V
標準周波数	50Hz	50Hz
蓄熱式負荷施設の有無	無	無
予定契約電力等	32kVA	7kW
予定使用電力量 ※	25,600kWh	4,400kWh

（※別紙1 月別の予定使用電力量のとおり）

(2) 使用期間

令和8年1月1日0:00から令和8年12月31日24:00まで

(3) 電力量等の計算

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針
- ③ 電力量計構成 : スマートメーター
- 従量電灯 普通電力量計（三菱電機株式会社）
型番 M6NM-TL 形
- 低 圧 普通電力量計（東北計器工業株式会社）
型番 H3MA-TLr 形

検針結果は毎月通知するものとする。

(4) 需給地点

北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所に施設した電気設備との接続点。

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(7) その他

- ① 非常用自家発電設備や太陽光発電設備は有してない。

- ② フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- ③ 受注者は、電力供給事業者の変更（既存契約の解約手続きを含む。）等、電気供給に必要なすべての手続を行うものとし、それによって生じる一切の費用を受注者が負担するものとする。

- ④ 再生可能エネルギー比率35%以上の電力調達を実施すること。
- ⑤ 再生可能エネルギーの定義は、以下のとおりである。

供給先に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が35%を満たすこと。また、その環境価値について、北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所（以下「甲」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

*参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- ⑥ 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費調整額及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、契約供給事業者の約款の定めによるものとする。
- ⑦ 契約容量の単位は、1kVAとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑧ 契約電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑨ 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑩ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
- ⑪ 再生可能エネルギー電気の確認資料として、電力供給者（以下「乙」という。）は、契約年度における電力供給終了後の令和9年1月29日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率を確認できる資料として、別紙2特定電源割当証明書を甲に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写し等の証明書類を別紙2特定電源割当証明書提出後に甲乙協議により定めた期間内に提出すること。

なお、提出された証書の写し等の証明書類に記載されている情報が⑤再生可能エネルギーの定義を満たしていない場合、乙は、⑤再生可能エネルギーの定義を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。

- ⑫ 障害等が発生した場合は、迅速に対処できる体制を有すること。

- ⑬ 環境負荷低減関係

ア 環境関係法令の遵守

地球温暖化対策の推進に関する法律

イ 環境関係法令の遵守以外の取組

エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理やウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

- ⑭ その他この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

別紙1

月別の予定使用電力量（信濃川水系土地改良調査管理事務所）

ア 電灯

年 月	電力量(kWh)
令和8年1月	2,100
令和8年2月	2,200
令和8年3月	2,400
令和8年4月	2,000
令和8年5月	2,100
令和8年6月	2,100
令和8年7月	2,100
令和8年8月	2,200
令和8年9月	2,100
令和8年10月	2,100
令和8年11月	2,100
令和8年12月	2,100
合 計	25,600

イ 動力

年 月	電力量(kWh)
令和8年1月	500
令和8年2月	600
令和8年3月	500
令和8年4月	200
令和8年5月	100
令和8年6月	200
令和8年7月	400
令和8年8月	600
令和8年9月	300
令和8年10月	200
令和8年11月	300
令和8年12月	500
合 計	4,400

ウ 直近の検針日(参考)

月	検針日
1月	R7.2.3
2月	R7.3.4
3月	R7.4.3
4月	R6.5.2
5月	R6.6.4
6月	R6.7.3
7月	R6.8.2
8月	R6.9.2
9月	R6.10.3
10月	R6.11.5
11月	R6.12.3
12月	R7.1.6

※使用電力量は過去3年間使用実績の平均値

※なお、予定使用電力量は、見込みであり、最低数量を保証するものではない。

仕様書

1. 概要

- (1) 件名 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所等4施設で使用する
電気需給契約（低圧）
- (2) 需要場所 北陸農政局新川流域農業水利事業所
新潟市西蒲区巻甲5488番地
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2. 仕様

(1) 供給電気方式等

需要区分	電灯	動力
契約種別	従量電灯C	低圧電力
供給電気方式	交流単相3線式100/200V	交流三相3線式200V
供給電圧（標準電圧）	100V	200V
計量電圧（標準電圧）	100/200V	200V
標準周波数	50Hz	50Hz
蓄熱式負荷施設の有無	無	無
予定契約電力等	30kVA	12kW
予定使用電力量 ※	26,200kWh	5,400kWh

（※別紙1 月別の予定使用電力量のとおり。）

(2) 使用期間

令和8年1月1日0:00から令和8年12月31日24:00まで

(3) 電力量等の計算

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針
- ③ 電力量計構成 : スマートメーター
従量電灯 普通電力量計（東北計器工業株式会社）
型番 H2PA-TL 形
低 圧 普通電力量計（三菱電機株式会社）
型番 M6FM-TLr 形

検針結果は毎月通知するものとする。

(4) 需給地点

北陸農政局新川流域農業水利事業所に施設した電気設備との接続点。

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(7) その他

- ① 非常用自家発電設備や太陽光発電設備は有してない。

- ② フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- ③ 受注者は、電力供給事業者の変更（既存契約の解約手続きを含む。）等、電気供給に必要なすべての手続を行うものとし、それによって生じる一切の費用を受注者が負担するものとする。
- ④ 再生可能エネルギー比率35%以上の電力調達を実施すること。
- ⑤ 再生可能エネルギーの定義は、以下のとおりである。

供給先に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が35%を満たすこと。また、その環境価値について、北陸農政局新川流域農業水利事業所（以下「甲」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

*参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- ⑥ 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費調整額及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、契約供給事業者の約款の定めによるものとする。
- ⑦ 契約容量の単位は、1kVAとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑧ 契約電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑨ 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑩ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
- ⑪ 再生可能エネルギー電気の確認資料として、電力供給者（以下「乙」という。）は、契約年度における電力供給終了後の令和9年1月29日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率を確認できる資料として、別紙2特定電源割当証明書を甲に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写し等の証明書類を別紙2特定電源割当証明書提出後に甲乙協議により定めた期間内に提出すること。

なお、提出された証書の写し等の証明書類に記載されている情報が⑤再生可能エネルギーの定義を満たしていない場合、乙は、⑤再生可能エネルギーの定義を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。

- ⑫ 障害等が発生した場合は、迅速に対処できる体制を有すること。
- ⑬ 環境負荷低減関係

ア 環境関係法令の遵守

地球温暖化対策の推進に関する法律

イ 環境関係法令の遵守以外の取組

エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理やウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

- ⑭ その他この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

別紙1

月別の予定使用電力量（新川流域農業水利事業所）

ア 電灯

年 月	電力量(kWh)
令和8年1月	2,300
令和8年2月	2,500
令和8年3月	2,200
令和8年4月	2,300
令和8年5月	2,000
令和8年6月	2,000
令和8年7月	2,100
令和8年8月	2,100
令和8年9月	2,200
令和8年10月	2,000
令和8年11月	2,200
令和8年12月	2,300
合 計	26,200

イ 動力

年 月	電力量(kWh)
令和8年1月	700
令和8年2月	700
令和8年3月	600
令和8年4月	500
令和8年5月	200
令和8年6月	100
令和8年7月	400
令和8年8月	600
令和8年9月	600
令和8年10月	300
令和8年11月	200
令和8年12月	500
合 計	5,400

ウ 直近の検針日(参考)

月	検針日
1月	R7.1.14
2月	R7.2.12
3月	R7.3.12
4月	R7.4.11
5月	R6.5.14
6月	R6.6.12
7月	R6.7.11
8月	R6.8.13
9月	R6.9.10
10月	R6.10.11
11月	R6.11.13
12月	R6.12.11

※使用電力量は過去3年間使用実績の平均値

※なお、予定使用電力量は、見込みであり、最低数量を保証するものではない。

仕様書

1. 概要

- (1) 件名 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所等4施設で使用する
電気需給契約（低圧）
- (2) 需要場所 北陸農政局新津郷用水農業水利事業所
新潟市秋葉区川口578番地13
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2. 仕様

(1) 供給電気方式等

需要区分	電灯	動力
契約種別	従量電灯C	低圧電力
供給電気方式	交流単相3線式100V	交流三相3線式200V
供給電圧（標準電圧）	100V	200V
計量電圧（標準電圧）	100V	200V
標準周波数	50Hz	50Hz
蓄熱式負荷施設の有無	無	無
予定契約電力等	10kVA	8kW
予定使用電力量 ※	10,000kWh	5,300kWh

(※別紙1 月別の予定使用電力量のとおり。)

(2) 使用期間

令和8年1月1日0:00から令和8年12月31日24:00まで

(3) 電力量等の計算

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針
- ③ 電力量計構成 : スマートメーター
- 従量電灯 普通電力量計（富士電機メーター株式会社）
型番 F6GF-TL 形
- 低 圧 普通電力量計（東北計器工業株式会社）
型番 H3PA-TLr 形

検針結果は毎月通知するものとする。

(4) 需給地点

北陸農政局新津郷用水農業水利事業所に施設した電気設備との接続点。

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(7) その他

- ① 非常用自家発電設備や太陽光発電設備は有してない。
- ② フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- ③ 受注者は、電力供給事業者の変更（既存契約の解約手続きを含む。）等、電気供給に必要なすべての手続を行うものとし、それによって生じる一切の費用を受注者が負担するものとする。
- ④ 再生可能エネルギー比率35%以上の電力調達を実施すること。
- ⑤ 再生可能エネルギーの定義は、以下のとおりである。

供給先に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が35%を満たすこと。また、その環境価値について、北陸農政局新津郷用水農業水利事業所（以下「甲」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

*参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- ⑥ 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費調整額及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、契約供給事業者の約款の定めによるものとする。
- ⑦ 契約容量の単位は、1kVAとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑧ 契約電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑨ 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入とする。
- ⑩ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
- ⑪ 再生可能エネルギー電気の確認資料として、電力供給者（以下「乙」という。）は、契約年度における電力供給終了後の令和9年1月29日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率を確認できる資料として、別紙2特定電源割当証明書を甲に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写し等の証明書類を別紙2特定電源割当証明書提出後に甲乙協議により定めた期間内に提出すること。

なお、提出された証書の写し等の証明書類に記載されている情報が⑤再生可能エネルギーの定義を満たしていない場合、乙は、⑤再生可能エネルギーの定義を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。

- ⑫ 障害等が発生した場合は、迅速に対処できる体制を有すること。
- ⑬ 環境負荷低減関係

ア 環境関係法令の遵守

地球温暖化対策の推進に関する法律

イ 環境関係法令の遵守以外の取組

エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理やウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

- ⑭ その他この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

別紙1

月別の予定使用電力量（新津郷用水農業水利事業所）

ア 電灯

年 月	電力量(kWh)
令和8年1月	1,000
令和8年2月	1,000
令和8年3月	1,000
令和8年4月	800
令和8年5月	700
令和8年6月	700
令和8年7月	800
令和8年8月	800
令和8年9月	800
令和8年10月	700
令和8年11月	800
令和8年12月	900
合 計	10,000

イ 動力

年 月	電力量(kWh)
令和8年1月	600
令和8年2月	600
令和8年3月	500
令和8年4月	300
令和8年5月	200
令和8年6月	200
令和8年7月	500
令和8年8月	800
令和8年9月	500
令和8年10月	200
令和8年11月	300
令和8年12月	600
合 計	5,300

ウ 直近の検針日(参考)

月	検針日
1月	R7.1.24
2月	R7.2.21
3月	R7.3.25
4月	R7.4.23
5月	R6.5.24
6月	R6.6.24
7月	R6.7.24
8月	R6.8.23
9月	R6.9.24
10月	R6.10.24
11月	R6.11.25
12月	R6.12.25

※使用電力量は過去3年間使用実績の平均値から算出している。

※なお、予定使用電力量は、見込みであり、最低数量を保証するものではない。

仕様書

1. 概要

- (1) 件名 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所等4施設で使用する
電気需給契約（低圧）
- (2) 需要場所 北陸農政局関川用水土地改良建設事業所
新潟県上越市稲田1丁目1番7号
北陸農政局関川用水土地改良建設事業所笹ヶ峰二期農地保全事業建設所
新潟県妙高市朝日町1丁目10番3号
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2. 仕様

(1) 供給電気方式等

① 北陸農政局関川用水土地改良建設事業所

需要区分	電灯	動力
契約種別	従量電灯C	低圧電力
供給電気方式	交流単相3線式100V	交流三相3線式200V
供給電圧（標準電圧）	100V	200V
計量電圧（標準電圧）	100V	200V
標準周波数	50Hz	50Hz
蓄熱式負荷施設の有無	無	無
予定契約電力等	11kVA	13kW
予定使用電力量 ※	3,700kWh	6,200kWh

(※別紙1月別の予定使用電力量のとおり。)

② 北陸農政局関川用水土地改良建設事業所笹ヶ峰二期農地保全事業建設所(庁舎)

需要区分	電灯	動力
契約種別	従量電灯C	低圧電力
供給電気方式	交流単相3線式100/200V	交流三相3線式200V
供給電圧（標準電圧）	100/200V	200V
計量電圧（標準電圧）	100/200V	200V
標準周波数	50Hz	50Hz
蓄熱式負荷施設の有無	無	無
予定契約電力等	20kVA	15kW
予定使用電力量 ※	9,900kWh	7,100kWh

(※別紙1月別の予定使用電力量のとおり。)

別紙

③ 北陸農政局関川用水土地改良建設事業所笹ヶ峰二期農地保全事業建設所（会議室）

需要区分	電灯	動力
契約種別	従量電灯C	低圧電力
供給電気方式	交流単相3線式100/200V	交流三相3線式200V
供給電圧（標準電圧）	100/200V	200V
計量電圧（標準電圧）	100/200V	200V
標準周波数	50Hz	50Hz
蓄熱式負荷施設の有無	無	無
予定契約電力等	10kVA	2kW
予定使用電力量 ※	470kWh	450kWh

（※別紙1月別の予定使用電力量のとおり。）

(2) 使用期間

令和8年1月1日0:00から令和8年12月31日24:00まで

（北陸農政局関川用水土地改良建設事業所については令和8年1月1日0:00から令和8年3月31日24:00まで）

(3) 電力量等の計算

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針
- ③ 電力量計構成 : スマートメーター
検針結果は毎月通知するものとする。

(4) 需給地点

北陸農政局関川用水土地改良建設事業所及び北陸農政局関川用水土地改良建設事業所笹ヶ峰二期農地保全事業建設所に施設した電気設備との接続点。

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(7) その他

- ① 非常用自家発電設備や太陽光発電設備は有してない。
- ② フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- ③ 受注者は、電力供給事業者の変更（既存契約の解約手続きを含む。）等、電気供給に必要なすべての手続を行うものとし、それによって生じる一切の費用を受注者が負担するものとする。
- ④ 再生可能エネルギー比率35%以上の電力調達を実施すること。
- ⑤ 再生可能エネルギーの定義は、以下のとおりである。

供給先に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が35%を満たすこと。また、その環境価値について、北陸農政局関川用水土地改良建設事業所（以下「甲」という。）及び北陸農政局

関川用水土地改良建設事業所笹ヶ峰二期農地保全事業建設所に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

*参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- ⑥ 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費調整額及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、契約供給事業者の約款の定めによるものとする。
- ⑦ 契約容量の単位は、1 kVA とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入とする。
- ⑧ 契約電力の単位は、1 kW とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入とする。
- ⑨ 使用電力量の単位は、1 kWh とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入とする。
- ⑩ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てる。
- ⑪ 再生可能エネルギー電気の確認資料として、電力供給者（以下「乙」という。）は、契約年度における電力供給終了後の令和 9 年 1 月 29 日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率を確認できる資料として、別紙 2 特定電源割当証明書を甲に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写し等の証明書類を別紙 2 特定電源割当証明書提出後に甲乙協議により定めた期間内に提出すること。

なお、提出された証書の写し等の証明書類に記載されている情報が⑤再生可能エネルギーの定義を満たしていない場合、乙は、⑤再生可能エネルギーの定義を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。
- ⑫ 障害等が発生した場合は、迅速に対処できる体制を有すること。
- ⑬ 環境負荷低減関係
 - ア 環境関係法令の遵守

地球温暖化対策の推進に関する法律
 - イ 環境関係法令の遵守以外の取組

エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理やウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ⑭ その他この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

別紙1

月別の予定使用電力量（関川用水土地改良建設事業所）

ア 電灯

年 月	電力量(kWh)
令和8年1月	1,300
令和8年2月	1,200
令和8年3月	1,200
合 計	3,700

イ 動力

年 月	電力量(kWh)
令和8年1月	2,200
令和8年2月	2,100
令和8年3月	1,900
合 計	6,200

ウ 直近の検針日(参考)

月	検針日
1月	R7.1.27
2月	R7.2.25
3月	R7.3.26

※使用電力量は過去3年間使用実績の平均値

※なお、予定使用電力量は、見込みであり、最低数量を保証するものではない。

別紙1

月別の予定使用電力量（笹ヶ峰二期農地保全事業建設所 庁舎）

ア 電灯

年 月	電力量(kWh)
令和8年1月	900
令和8年2月	800
令和8年3月	800
令和8年4月	900
令和8年5月	800
令和8年6月	800
令和8年7月	800
令和8年8月	800
令和8年9月	800
令和8年10月	800
令和8年11月	900
令和8年12月	800
合 計	9,900

イ 動力

年 月	電力量(kWh)
令和8年1月	900
令和8年2月	1,100
令和8年3月	1,000
令和8年4月	900
令和8年5月	400
令和8年6月	100
令和8年7月	300
令和8年8月	500
令和8年9月	600
令和8年10月	300
令和8年11月	300
令和8年12月	700
合 計	7,100

ウ 直近の検針日(参考)

月	検針日
1月	R7.1.8
2月	R7.2.5
3月	R7.3.6
4月	R7.4.7
5月	R6.5.8
6月	R6.6.6
7月	R6.7.5
8月	R6.8.6
9月	R6.9.4
10月	R6.10.7
11月	R6.11.7
12月	R6.12.5

※使用電力量は過去3年間使用実績の平均値

※なお、予定使用電力量は、見込みであり、最低数量を保証するものではない。

別紙1

月別の予定使用電力量（笹ヶ峰二期農地保全事業建設所 会議室）

ア 電灯

年 月	電力量(kWh)
令和8年1月	40
令和8年2月	30
令和8年3月	30
令和8年4月	30
令和8年5月	20
令和8年6月	40
令和8年7月	30
令和8年8月	30
令和8年9月	40
令和8年10月	50
令和8年11月	80
令和8年12月	50
合 計	470

イ 動力

年 月	電力量(kWh)
令和8年1月	60
令和8年2月	50
令和8年3月	60
令和8年4月	40
令和8年5月	30
令和8年6月	20
令和8年7月	30
令和8年8月	30
令和8年9月	30
令和8年10月	30
令和8年11月	30
令和8年12月	40
合 計	450

ウ 直近の検針日(参考)

月	検針日
1月	R7.1.8
2月	R7.2.5
3月	R7.3.6
4月	R7.4.7
5月	R6.5.8
6月	R6.6.6
7月	R6.7.5
8月	R6.8.6
9月	R6.9.4
10月	R6.10.7
11月	R6.11.7
12月	R6.12.5

※使用電力量は過去3年間使用実績の平均値

※なお、予定使用電力量は、見込みであり、最低数量を保証するものではない。

特定電源割当証明書

[別紙契約者一覧の契約者を記載] 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

以下の通り [別紙契約者一覧の需給場所を記載] に電力を供給したことをここに証する。

また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、[別紙契約者一覧の需給場所を記載] に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(環境価値の属性情報は別添のとおり)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月 (見込み)	累積 (見込み)
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

担当者等連絡先 部署名： 責任者名： 担当者名： T E L： F A X： E - mail：
--

環境価値の属性情報(見込みを含む)

環境価値の付与に 使用した証書の種類	供給元発電所名	住所	発電設備	環境価値 移転量 (kWh)	発電期間	認証番号
FIT非化石証書(再エネ指定)	〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日~〇年〇月〇日	〇〇
非FIT非化石証書(再エネ指定)	〇〇発電所	〇〇府〇〇市〇〇	風力	〇〇	〇年〇月〇日~〇年〇月〇日	〇〇
			合計(kWh)			